

木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明に係る 事業者認定実施要領

新潟県木材組合連合会

第1 目的

本実施要領は、新潟木材組合連合会(以下「連合会」という)が平成18年5月30日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る新潟木材組合連合会行動規範」(以下「行動規範」という。)に規定する「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、連合会の合法木材供給認定事業者として木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。

- 2 認定は連合会の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

第3 事業者認定申請

認定を受けようとする事業者(以下「認定事業者」という。)は、認定時期の1ヶ月前までに別紙1、2で定める「合法木材供給事業者認定申請書」及び「合法木材供給事業者認定申請書(継続)」(以下「申請書」という。)を、手数料及び維持費とともに連合会へ提出しなければならない。

- 2 前項の維持費は認定されなかった場合、返納する。
- 3 認定時期及び料金等については次のとおりとする。

①認定時期(四半期毎に申請を締め切り、審査委員会を開催し認定する。)

- | | | | |
|---|--------|--------|-------|
| ・ | 2月28日 | 申請締め切り | 4月認定 |
| ・ | 5月31日 | 申請締め切り | 7月認定 |
| ・ | 8月31日 | 申請締め切り | 10月認定 |
| ・ | 11月30日 | 申請締め切り | 1月認定 |

②認定申請に伴う手続き

申請書に『「認定手数料:10,000円、維持費:20,000円」合計:30,000

円』の振込受領書の写しを添付すること。

なお、審査の結果認定されなかった場合、「維持費 20,000 円」は返納する。

第4 審査及びその結果の通知

連合会は、本実施要領に基づく認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

- 2 審査委員会は、提出された申請書の内容について、実施要領「第5 事業者の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は、連合会の職員が現地審査を実施する
- 3 連合会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「合法木材」という)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非合法木材」という)を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう、分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材の入出荷及び在庫に関する情報が、管理簿等により把握できること。
- ④関係書類(証明書を含む。)を5年間保存すること。

(分別管理責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が、2名以上選任されていること。

第6 事業者認定書の交付及び公表

連合会は、認定事業者に対して別紙3で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を連合会のホームページ等に公表するものとする。

- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とし、継続できるものとする。

第7 証明事項の記載

認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び

合法材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

- 2 なお、証明書を作成する場合の証明書の様式は、別紙4（原木証明用）及び別紙4-2（製品証明用）とする。

第8 取扱実績報告及び公表

認定事業者は、別紙5で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱い等にかかる前年度分の実績を、毎年6月末までに連合会へ報告する。

- 2 連合会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立入検査

連合会は、必要に応じて認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、連合会から検査を行う旨通知を受けた場合、必要な情報を提供するなど連合会に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取り消し

連合会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を連合会のホームページ等に公表するものとする。

- ①証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ②認定事業者から認定の取消申請があったとき。
- ③認定事業者が、認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

- 2 連合会は、認定を取り消したときは、別紙6で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別紙2で定める「合法木材供給事業者認定申請書（継続）」を連合会に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成23年5月2日から施行する。

附則 この実施要領は、平成27年3月1日から施行する。